

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第3号に規定する手縄第三種漁業に該当する貝けた網漁業（規則第15条第2項の規定に基づく短期許可であって水流噴射式けた網を使用する漁業に限る。）につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

（1）漁業種類

貝けた網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

81隻

（3）船舶総トン数

5トン未満であって許可証に記載された総トン数

（4）推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

（5）操業区域

第1種共同漁業権漁場共第84号区域

（6）漁業時期

令和8年1月11日（日）から令和8年3月31日（火）まで

（7）漁業を営む者の資格

次のいずれにも該当する者

ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者。

イ 操業区域となる当該漁業権の行使資格を有する者。

ウ 操業区域内に貝類若しくは定着性水産動物（漁業法第60条第5項第1号の規定に基づき、農林水産大臣の指定するものをいう。）を採捕する漁業者又は源式網によりくるまえびを採捕する漁業者があるときは、当該漁業者の所属する漁業協同組合の承諾を予め受けた者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年12月19日（金）午前8時45分から令和7年12月23日（火）午後5時30分まで

3 備考

（1）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 水流噴射に使用するポンプの動力は、53キロワット以下でなければならない。

イ 水流噴射に使用するポンプの吐出口径は、6.35センチメートル以下でなければならない。

- ウ 水流噴射に使用する漁具は、けた幅 150 センチメートル以下のもの 1 基でなければならない。
 - エ 水流噴射に使用するけたは、操業区域及び定けい港以外の海域において船舶に搭載してはならない。
 - オ 網目は 15 センチメートルにつき 28 節以下（もじ網にあっては、50 センチメートルにつき 105 経以下）でなければならない。
 - カ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。
- (2) 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成 13 年農林水産省令第 153 号。）附則第 2 条第 1 項に規定する推進機関を搭載する漁船については、1(4) 中「260 キロワット」とあるのは、「60 馬力」と読み替える。
- (3) 漁船に搭載されている水流噴射に使用するポンプの動力の出力（キロワット）は、当該動力の呼称出力（P.S.）又は計画出力（P.S.）に 0.7355 を乗じて得た値とする。

令和 7 年 12 月 18 日 愛知県知事 大村秀章